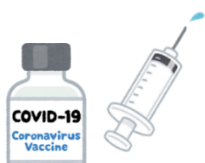




# こんにちは **わ** だより 第96号



梅雨の季節になり、コロナ禍では外出を控えて家庭での時間が長くなりがちですが、感染対策に気をつけ適度な運動や気分転換も兼ねて、外にも目を向けてみませんか。これからの時季、飯森山公園のあじさい鑑賞はいかがですか。園内には約94種類1万5千株ほど植えられており、7月中旬頃まで色とりどりの花を楽しむことができます。



## ワクチン接種が始まりました



先月より、65歳以上の方の新型コロナウイルスワクチン接種が始まりました。接種を希望される方は、かかりつけ医での個別接種または電話かインターネットでの集団接種の手続きをお願いします。ワクチンは希望する方すべてに接種できますので、落ち着いて予約をお願いいたします。65歳未満の方の接種については、国からスケジュールが示され次第、市の広報やホームページでお知らせします。

※酒田市に住民票を移していない方は、避難元から送付される接種券と住所地外接種届出証が必要となります。酒田市新型コロナウイルスワクチン接種対策室（TEL:0234-24-5733）へお問い合わせのうえ、お手続きをお願いいたします。

## 熱中症、気をつけて！！



夏本番を前に、ジメジメした湿気とともに急に気温が上昇する6月。体がまだ暑さに慣れていないため、特に注意したいのが「熱中症」です。熱中症は、時間や場所を選ばず赤ちゃんから高齢者まで誰にでも起こりえます。こまめな水分補給を心がけ、脱水を防ぐことが大切です。室温が28℃を超えないよう、エアコンや扇風機を上手に使い日頃から栄養バランスのよい食事や十分な休息をとり、暑さに負けない体づくりを実践して元気な夏を迎えましょう。

### 水分の上手なとり方

- ◇マスクをつけていると、水分を取りづらくなるので意識して水分を補給しましょう。
- ◇平常時の水分摂取に最適なのは、常温に近い温度の水で、1日の目安は1.5L程度を少量（150～200mL）ずつ、7～8回に分けてこまめに飲みましょう。
- ◇特に体から水分が失われやすい以下のタイミングでの補給を忘れずに！

- ①起床時 ②運動の前後 ③入浴の前後 ④就寝前

（水分摂取制限のある方は主治医の指示に従ってください）



# 令和3年度 福島県奨学資金〈震災特例採用〉奨学生募集案内

福島県教育委員会では、原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、福島県奨学資金〈震災特例採用〉の奨学生を募集します。

●**対象者** ※1年生以外の学年の方も応募できます。

- ・保護者が福島県内に住所を有する高校生、専修学校生（高等課程）、特別支援学校高等部の生徒
- ・勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める生徒
- ・原子力災害被災地域において被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下（※）であること。

※所得金額：総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた額（目安：父・母・高校生・中学生の4人世帯の場合の所得基準は、給与所得者の場合785万円以下、給与所得者以外の場合330万円以下）

①警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合

②緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合

## ●貸与月額

	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円

※保護者と同居の場合は自宅通学扱い

## ●貸与期間

令和3年4月～令和4年3月

## ●貸与方法

採用決定後、年2回に分けて奨学生本人の口座に振込

## ●利子

無利子

## ●保証人

連帯保証人1名（原則保護者）

## ●返還

卒業から6ヶ月経過後より7～8年間で返還。ただし、卒業後の奨学生本人の年収が300万円以下の場合は願出により、最大5年まで返還を猶予することができます。（卒業した学校種にかかわらず同じ基準）また、卒業から5年経過後も年収300万円以下の場合は願出により返還義務を免除します。

## ●申込方法

願書に必要な書類を添付し、在学する学校へ申し込んでください。

申込手続き等については、学校へお問い合わせください。

## ●申込締切

- ・学校への申込締切 各学校の指定する日
- ・学校から県教育委員会への提出締切 令和3年7月30日（金）必着

【お問い合わせ】福島県教育庁高校教育課 電話 024-521-7775



## 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)からのお知らせ

「東京電力からの損害賠償に不満がある」「東京電力へ賠償請求すべき損害がまだある」とお考えの方は、ADRセンターを利用してみませんか。ADRセンターは、申立人、東京電力双方の意見等を伺い、中立的な立場で和解仲介手続を行う組織です。原発事故から10年たちましたが、これからも申立てを受け付けています。気になる事がある方、迷っている方は、お早めにご相談ください。

文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）電話 0120-377-155（平日10時～17時）

### お問い合わせ先

酒田市地域福祉センター内 酒田市社会福祉協議会

酒田市新橋2丁目1-19(避難者生活支援相談員:高橋◎・伊藤◎) 電話・窓口は平日8:30～17:15まで

TEL:0234-23-5765 FAX:0234-24-6299 E-mail:konnichiwa@sakata-shakyo.or.jp